

法人化準備委員会（第14回）

議事録

1.日時：2026年5月12日（火）10：00～11：22

2.開催方式：オンライン

3.参加者：光石 衛、日比谷 潤子、堀 正敏、三枝 信子、磯 博康、
吉田 文、川嶋 四郎、明和 政子、沖 大幹、北川 尚美

○光石委員長

おはようございます。定刻になりましたので、日本学術会議法人化準備委員会第14回を開催いたします。まず、出欠について、本日は第二部の尾崎部長がご欠席と伺っております。

今日、議題は二つありまして、新規規程（案）についてと、前回の続きで会長候補者選考についてです。可能であれば、今回、この会長候補者選考について、この委員会としての案をまとめることができればと思っています。

まず、新規規程について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料1に基づきまして、ご説明をさせていただきます。こちらのリストでございますが、以前、本委員会の第1回、第2回の時に、全体のスケジュールをご説明する際に、少し、言及させていただいているのですけれども、会則の案とは別に、学術会議が今回、法人化することに伴いまして、組織としてどうしても作っていかねばいけないような細かい内規、具体的に言うと、我々職員に係る基準等が多いですけれども、こういったものについては、事務局の方で原案を作成いたしまして、その案ができた段階で、本委員会において、ご説明、ご報告をさせていただきます、ということをご説明させていただいたかと思いません。

資料1はその中の一部、全体の半分ぐらいですけれども、につきまして、原案が出来ましたので、それをご説明させていただくものでございます。現物については、参考資料としてお付けいたしております。ご覧いただければわかりますけれども、非常に大部なものでございますので、一つずつご説明することは避けさせていただきます、特に主だったものについて簡単にご説明をさせていただきます。

まず1番と2番、これが直接的に、会員あるいは連携会員の皆様に関係がある規程ということでございます。1番が日本学術会議における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領ということで、これは障害者差別解消法に基づきまして、特殊法人になった日本

学術会議においても、障害者の方の差別を解消するための取り組みをしなければならないことになっておりますので、そのための取り組みについて定めるものでございます。従いまして、学術会議において、障害者の方を差別したりしてはいけないとか、合理的配慮をしなければいけないということが規定されているのですが、我々職員はもちろんですけれども、会員、連携会員の皆様も、そういった取り組みはしていただく必要があるのかなということで、対象となっている意味で関わりがあるというものでございます。

それから、2番が、日本学術会議旅費規程です。これはご出張とかをいただく際の旅費の支給基準等を定めるものでございます。従いまして、会員、連携会員の皆様が、例えば出張をされる場合の旅費も、この基準に基づいて支給されることになります。ただ、こちらに書いてあります通り、内容的にはこれまでの旅費の支給基準と同じものということでございます。

3番以下につきまして、ご覧いただきますと分かります通り、文書管理、公印、情報公開、個人情報管理といった、文書管理や情報管理に係る規程。それから8番以下は、我々職員の就業規則、勤務時間の管理、人事評価、育休、兼業等でございます。要は、我々職員のいろんなルールを定めるものということでございます。従いまして、基本的には我々職員にかかる規程ということですが、運営面、経営面における責任者としての会長に、最終的に報告をしたり、承認をいただいたり、あるいは、決定をいただいたりする必要がある。そういう意味において、役員の方に関わりがあるという規程でございます。

その他、情報公開、個人情報の管理の基本方針など、あるいは研修の規程などがございません。全部で28の規程でございます。

4ページ以下にあります通り、それ以外にも内部統制に関する規程などを作成する必要がありまして、こちらはまだ事務局において作業中でございますので、出来上がり次第、またご報告をさせていただき予定でございます。簡単でございますが、概要は以上でございます。もし、ご不明点などありましたら、よろしくお願い致します。

○光石委員長

はい、説明ありがとうございます。個々の規程について私は紙でいただいております、非常に大部なものになっています。何か気にかかるところなどがもしあればと思います。

今後どのようなプロセスになるかの説明をお願いしますでしょうか。

○事務局

はい。残りの規程も含めて、この委員会の方で、ご報告をさせていただいて、ご了解いただければ、形としては、会長決定を予定いたしておりますので、新体制で、基本的には新しい会長に決定をいただくということです。臨時総会でも見てはいただく、資料としては出すということになるかとは思いますが、これだけの分量と内容ですので、おそらくご議論いただく時間はないのかなと考えております。その上で、新体制において、ご報告した上で、会長決定をいただくという、そのような流れかと考えております。

○光石委員長

一応こういうものがありますということになります。今後はこれを幹事会で通し、次に総会でということになりますでしょうか。しかし、審議でもなく、そこで認めるわけでもないわけですから、こういうものができそうですという紹介になるのでしょうか。

○事務局

そうですね。最終的に決定いただくのは新体制ですので、ご報告に近いのかなという感じはいたします。内容面で、どうしてもここが気になるとかいうような、ご疑問あるいはご意見があれば、適宜その場その場で、事務局の方にご意見をいただければと思っております。

○光石委員長

はい。項目だけを見ると、情報公開、個人情報保護法、会員等の手当支給規程で金額はペンディングになっているようですが、そのような事項が書かれています。この際に聞いておきたいことなどがもしあればと思います。いかがでしょうか。

幹事会にかける、紹介するのは、この先に出てくるものも整ってからになりますでしょうか。それとも順次でしょうか。

○事務局

7月にまとめてお諮りすることを予定しております。

○光石委員長

7月ですね。それまでに整っていればということかと思えます。よろしいでしょうか。もし、何か気がつくことがあれば、7月の幹事会ということですので、この会もまだそれまでには何回かあると思えますのでお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。こういうものができるといふ紹介をいただいたということですので。

では、続きまして、前回ご議論いただいた会長候補者選考の進め方という議題2に進みたいと思えます。資料2について、まず、事務局より説明をお願いいたします。

○川嶋委員

すいません、ちょっと接続が悪くて一旦切れて今入れました。先ほどの規程の関係で、質問させていただこうと思えます。時機に後れているかもしれませんが重要なことだと思えますので、一言質問させていただきます。

これらは内部規程ですから、内部で決められるということだと思えます。ところが、やはりその決め方として、決め方に関する規定が必要ではないかと思えます。従いまして、何かこれについては、ありますでしょうか。おそらく法人化準備委員会で今度会則を作りますので、その会則の中に、規程の作成・承認の仕方とか、それらを入れることはできると思えますけれども、会則制定までに発効する必要があるということでしたら考える必要がありますが、でも法人化してからでもいいのかとも思えます。いずれにしても、10月の総会決定でし

ようが、8月の総会で紹介されるという話は出たと思いますけれども、10月の総会決定によるということにすると、タイムラグが生じる可能性があると思いますので、暫定的に会長決定とするというような規定を作っておいたほうが無難ではないかとも思いました。後で、手続的に、これはどの根拠に基づいて会長決定されているのかということをお問われる可能性があるかと思いましたが、その点を質問させていただきました。現行法規で何か対応できる規定があれば、現行法規で対応するという事は可能だと思います。細かいことですが、後で正当性や効力について、問題になると困ると思ったので質問させていただきました。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。表を見る限りでは、会長決定というものと、総会決定、日本学術会議規則と3種類ほどあります。その他の規程で内閣総理大臣認可というものがあります。先ほどの質問に関して、事務局で何か今言えることはありますでしょうか。

○事務局

はい。特に、職員の労務とか、経営に関する事項は、会長の権限でございますので、総理するとなっておりますので、会長決定ができるということになるかと思えます。

○川嶋委員

すいません、事務局がおっしゃられた通りだと思うのですが、私が気になっておりますのは、接続できなかった時に話されていたかもしれませんが、この会長決定というのが、現会長ができると考えていいのでしょうか。これらが発効すべきなのが10月1日だと思いますので、そうすると、10月開催の総会までの間にタイムラグが生じるかもしれないと思いました。大丈夫でしょうか。

○光石委員長

いや、これは新しい会長です。

○事務局

新会長でございます。なので、新会長が選ばれた後、速やかにご決定をいただくということになるかと思えます。

○川嶋委員

ありがとうございます。それで私はいいいと思うのですが、ただ、10月1日からすでに職員の方々は当然お仕事をされているわけですし、総会までの間にインターバルがある可能性があって、その間に何か問題が起こった時にどう対応するのかということも、ごく稀なケースでしょうけれども、考える必要があるかと思いましたが、質問させていただきました。

○光石委員長

事務局でしょうか。会長は今のところ10月1日に選ばれる予定ですので、遡って10月1日付け、遡るかどうかわかりませんが、10月1日付けにするのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○事務局

おっしゃる通りかと思います。ものによっては、1日に、それこそ任命とかしなければいけませんので、その意味では、これらの規程は基本的には1日付けで決定いただくということになるのかなと思っております。なので、おそらく1日で新しい会長選出ということになるかと思っておりますので、その後、速やかにということをご想定しております。

○川嶋委員

はい。ありがとうございました。10月1日に総会が開かれるということですね。安心しました。私は日程がわからなかったもので、すみませんでした。そうしましたら、もう時間的なインターバルというのは、その日の何時間かというだけの話で、承認されればその日の午前零時から発効するというごことで問題ないと思っておりました。ありがとうございます。

○光石委員長

今後のプロセスについて、今日、この委員会において、こういうものがありますという紹介をするもので、認めるかどうかというものではありません。7月の幹事会でこの最初の数ページのリストにあるもの、そして、今後できてくるであろうものももし間に合えばお示しすることになります。その後、8月の臨時総会でお示しし、決定自身は10月になってからとなります。

○川嶋委員

大変申し訳ございませんでした。ちょっと気になりましたので。どうもありがとうございます。

○光石委員長

根拠法令は書かれていますが、決定を誰がしているのかということについては、現行がどうなっているかわかれば教えていただければと思います。場合によっては、会長は総会に諮ることができるということになるものもあります。よろしいでしょうか。

先ほど申し上げましたように7月の幹事会まで、あるいは臨時総会までにはまだ時間もありますので、もしお気づきの点があれば、事務局に言っていただければと思います。

それでは、議題2の会長候補者選考について、先ほど申し上げましたように、できれば今日この委員会として決めたいと思います。後で説明があると思いますが、5月の幹事会が5月29日にあり、それまでに準備委員会はもう1回あるものの、もし決めることができるのであれば、5月29日に一度、幹事会でお示しし、そこで、9月3日に第一段目の選考を行う

ことを関係者にアナウンスし、日程を確保いただくことをお願いできるようにしてはと思います。それも含めまして、まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは資料2に基づきまして、ご説明をさせていただきます。前回に引き続きまして、会長候補者選考についての論点でございます。前回のご議論の中で、本委員会として、ご異論がなかったかなと思われる部分については赤字で、そうでない部分については黒字で書かせていただいております。

まず、1番目、会長候補者の選考方針についてでございます。これについては策定するというので、スケジュール感としては、7月までに本委員会、それから幹事会において案を作成し、8月の臨時総会で決定・公表をする。その内容としては、会長の要件、どういう方が会長にふさわしいか、なっただかくかということに加えまして、以下でご議論いただきます選考の方法も記載するというのでどうかということ、大体のご同意をいただいたところかと思えます。

続きまして、2番、選考委員会そのものでございますけれども、8月の臨時総会后速やかに設置するという。それから、構成員については、幹事会構成員に加えまして、分野別委員会委員長30名の方を加えてはどうかというご意見であったかと思えます。ただ、これらの方が次期の会員、あるいは会員の候補者になられる場合につきましては、その方が会長の候補者になりうるという意味で、利益相反が生じる可能性がございますので、その場合には、幹事会構成員はその所属する部から、分野別委員長はその所属する委員会がそれぞれ代わりの方を指名するというのでどうかというのが②でございます。

それから、③の委員構成、どういった方がなるかということについては、当然オープンということだと思いますけれども、今申し上げました差し替えと申しましょうか、代わりの方が入った場合に、それが明らかになってしまいますと、どなたが次期の会員予定者になるかがわかってしまうということになりますので、会員予定者の方が公表されるまでは、誰がなったか、個人名については非公表としてはどうか、これが③でございます。

続きましては、3番、実際の選考委員会における選考です。その日程については、現在、調整中でございます。9月3日などの候補が出ておりますけれども、速やかに調整を進めたいと考えております。その進め方については、特に本委員会において、改めて何か説明とか議論をするというよりは、まず無記名で投票するという形でどうか。定員に達するまで投票を行う。その際の投票のやり方ですが、オンラインで、230名の方から、最大3名の方を選んでいただくようなやり方でよろしいでしょうかというのが①です。

それから、最終的に選ぶ方の人数については、10名という案が出ていたかと思えます。また同票の方が出て、候補者が10名を超える場合の取り扱いについては、改めて決選投票するというよりは、その場合はプラスアルファの方も含めて、10名を超えても構わないというようなご議論があったかと思えますので、そのあたりを引き続きご議論いただければと思います。

それから、ダイバーシティですけれども、前回ご議論ありましたが、承継会員と新会員の

バランスを取るということ、それからジェンダーバランス、この2つについては、留意する必要があるのではないかというのが③でございます。

それから④、これは候補者が決まった後、ご本人に意思確認を行うことになりますが、ここで「私は会長候補者になりません」という方がもしいらっしゃった場合に、代わりに、例えば補欠の選考とか、再選考はやらないというご議論であったかと思えます。

それから、実際に誰が何票を取って、誰が1位だったかとか、そういうことについては、オープンにしないということでもよろしいでしょうかというのが⑤です。

それから、⑥が立会人です。立会人をまず置くかどうかというご議論もあると思えますが、置くとした場合にどういう方にするか。一案としては、会長と事務局長という案を提示させていただいております。もし会長が立会人になれる場合は、会長は投票は行わない、関与しないということになるかと考えております。

次のページ、自薦でございます。自薦については、ご本人の意思以外に、例えば、会員の中から何人か、賛同者なり推薦者なりを必要とするという案も示させていただいたところでもあります。これは特に不要、つまりご本人が希望をすれば、自薦が可能であるという整理でもよろしいでしょうかというのが①でございます。

それから、②、スケジュールでございますけれども、これについては会長候補者選考委員会で選考した上でというご議論があったかと思えます。従いまして、会長候補者選考委員会で候補者が決定し、ご本人の意思も確認した上で最終的に決定した段階で、会員にその候補者を送付する際に自薦をお願いするというのを考えております。ただ、スケジュール感を見ていただければわかります通り、会長候補者選考委員会自体が、おそらく8月下旬から9月の頭ということになりますので、その後、ご本人に意思確認を行って決定するというのを考えますと、おそらく候補者のリストを会員の皆様に送ることができるのは、設立総会の2週間前、要は9月の中旬ぐらいにはならざるを得ないのかなと思っております。そこから自薦ということになりますので、おそらく自薦までの期間は1週間ぐらいしかないということで、かなりタフなスケジュールになるということでございます。

続きまして、5番、実際の総会における投票です。被選挙権自体は、230名のすべての会員、つまり選考対象者、あるいは自薦の方以外の方に投票することもできるということであったかと思えます。

それから、②、この総会における投票での立会人でございます。立会人を設けるとした場合、どなたにするかということでございまして、これも一つの案でございますけれども、出席した会員の年長者であって、かつ会長の候補者、自薦者になっていない方及び事務局長という案を提示させていただいております。

それから、所信表明の際に、当日欠席で録画で所信表明をやるということをお認めるかどうか、これは認めないという方向でもよろしいか。つまり、対面、オンラインはともかくとして、当日、出席して、直接所信表明をいただくということが必要であるとするでもよろしいでしょうかというのが③です。

それから、投票に資するために、事前に抱負などを出していただいたりする必要があるかと思えます。それから所信表明もそうですが、あまりこれを無制限にしますと、非常に長く

なったりする可能性もありますので、例えばということで、抱負は 1000 字以内、所信表明は一人 3 分以内としてはどうかというのが④でございます。

それから⑤、投票の過程における得票数の公表でございます。要は 1 回目の投票で、誰が何票取りましたというようなことは、少なくとも最終的に決まるまでは出さないということによろしいでしょうか、というのが⑤です。最終的に決まった後であれば、それは公表対象かと思えます。従いまして、実際の投票ごとに、この方がというのを発表するときも、得票順ではなくて、あいうえお順としてはどうかというのが⑤です。

それから、⑥。実際の投票で、1 回目で過半数を取る方が出れば問題ないですが、もし過半数の方が出なかった場合、2 回目の投票に入ります。その時のやり方として、再び 230 名の方を対象として投票するのではなくて、得票数上位の者から足し上げて、過半数の得票数になる者までを次の投票の対象にする。例えば、1 回目の投票で、1 位の方が例えば 25%、2 位の方が 20%、3 位の方が 15%で、4 位の方が 10%だったとすると、3 位の方までが、25+20+15 で 50 を超えますので、その方までが対象となる、つまりどんどん絞り込まれていくというような仕組みにしてはどうかというご意見があったかと思えますので、そうしてはどうかというのが⑥でございます。

それから、⑦。これは前回もございましたが、得票数がもし同じだった場合にどうするか。これは現行については、年長者をもってこれに充てるというルールがあるわけでございますけれども、その通りにするのか、あるいは例えば抽選とするなど別のやり方で決めるのかというのが⑦でございます。ご説明は以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。先ほど説明がありましたように、赤い字で書いてあるところが、前回議論いただいて、概ねこういうところではないかというところ。黒い字のところは多少付け加わったところがあります。これは、実を言いますと、先の四役会議で、案の一つとして出したもので、何かが決まっているわけではありません。

説明はなかったのですが、すべてオンラインの投票としてはどうかということです。ここは説明があったと思いますが、230 名の方を表にして、ラジオボタンをクリックすることとし、3 名までをクリックすることができます。これで投票とすると、紙で数えるという手間は省けると思えます。名前をキーボードから入力するという方法もありますが、漢字の変換間違いなど、無駄な労力になりますし、漢字の変換が間違えていたらどうするかなど、また議論を呼び起こしそうですので、それはやめて、選択式にしてはどうかということを考えています。誰がどなたに投票したのかというのは、もちろんわからないようにします。PC が動かなかった場合にはタブレットを貸し出すというようなことを多少考えないといけないと思います。そのような細かいことはいろいろとあると言えはありますが、まず、全体としてどうでしょうか。どこからでも結構ですので、ご意見をいただければと思います。

○明和委員

自薦のプロセスについて確認させていただきたいです。2 週間前までに候補者を会員全員

に送付する。そうすると、会長候補者選考委員会で選ばれなかった方、ご自身がそこで選ばれなくても自薦をするという権利が保障されるということによろしいですか。

○光石委員長

はい。そのつもりです。

○明和委員

ご自身は会長候補者として選考委員会にかかっているかどうかは一応わからない。わからない前提で。

○光石委員長

少々質問の意味がはっきりしないところもあるのですが、230名全員が会長候補者になりえますので、会長候補者選考委員会、これもまだ仮称ですが、そこで最大10名を選びます。そこで誰が選ばれているのかというのは、この2週間前の段階ではわかる状況になります。

○明和委員

そこで、例えば候補者としてあげられていたけれども、残念ながら選ばれなかった方でも、自薦としてノミネートできるという理解でよろしいですか。

○光石委員長

そうですね。同じ数の人がいると、10名より多くなることもあります。今考えているのは、上から10位までをとって、その人が会長候補者になるということです。心配事としては、例えば、9位ぐらいから1票ずつの人が10人ぐらいいたらどうするかということもあるのですが、そういう場合も10名を超えても、全員お示しするというにしておいています。

○明和委員

はい、ありがとうございます。

○光石委員長

他にいかがでしょうか。

○沖委員

言葉だけの問題ですが、5. ①の、「被選挙権を（委員会から選考された者及び自薦者以外を含む）」というのがちょっとわかりにくいので、「委員会から選考された者及び自薦者に限らず」でいいのではないですか。「以外を含む」というのは、意味がよくわかりにくいかと思います。言葉だけの問題です。「に限らず」がいいと思います。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○明和委員

所信表明の時間配分が3分以内というのは、心理学的観点からみても絶妙だと思います。5分だとかなり厳しくて3分以内っていうのはとてもいいと思いました。

○光石委員長

どうするのがいいでしょうか。

○明和委員

3分以内という基準がよろしいかと思います。それが2分であろうと1分であろうといいですけれども、3分超えると注意の持続がなかなか続きにくくなりますので。

○光石委員長

ちょうどいいというコメントですね。

○明和委員

ちょうどいいというただの意見です。

○光石委員長

ありがとうございます。もっと長くした方がいいというご意見なのかと思いました。

○明和委員

いや、長いとかえって良くないというか。他の雑念がいろいろ入ってくると思います。

○光石委員長

なるほど。ベル等を用意して実施することになるのかと思います。

○日比谷副委員長

私も今、ベルの話をしようと思っていたのですが、まず3分絶妙というのはその通りで、3分守れない人は、私は会長になる資格がないと思います。それでも延々喋る方がいるので、厳格に鳴らして、3分で鳴らしたらすぐ終わればいいですが、やり方の問題ですが、しっかり守った方がいいと思います。以上です。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。会長候補者の所信表明の際の司会を誰がするかは決まって

いません。事務局長でしょうか。別の方がいいかもしれません。誰が話をやめさせるのかというのを考えておく必要がありそうです。

○川嶋委員

私もまさに今、会長がおっしゃられたことが気になっていました。これを誰が仕切るのかと思いました。それから、3分ですけれども、これについての、例えば質問なんかが出た場合にはどうされるのでしょうか。先ほどの司会の関係で、そういうことも考えられると思いました。と申しますのは、やはり、次の会長というのは、ある意味で今後の日本学術会議をどういう方向に導いていくのかということの試金石になるというか、ある意味で初代新法人代表者みたいな意味があると思います。それゆえ、やはり質疑応答があり得る場面も考えられるかなと思いました。私なんか利害関係が全くないので、自由に発言させていただいておりますけれども、こういうことについてどう考えるのかを考える必要があると思います。ただそれをやりだすと、今度キリがないので、先ほど明和先生がおっしゃられたように、これは3分以内にとにかく簡潔にすべてを示すということで、諦めるか、それでよしとするしかないという感じもいたしました。ちょっと感想です。

それから、いろいろあるのですが、まず投票の話がされていて、みんな電子投票することだったと思います。もちろん、それはシステムがちゃんとしているという前提で、きちんと機能すれば、とにかく瞬時に結果がわかるので、時間的な問題は全くないのではないかと思います。ただ、一点気になったのは、こういう表現が適切かどうかわからないですけれども、コンピューターの操作の問題が生じ得る場合があるのではないかと思います。今後どういう候補者が会員になられるかわかりませんが、例えば障害がある方に対する特別の手当みたいなものも考えておく必要があるのではないかと私は思いました。現在でも、原則、電子データで総会に参加するということですが、補助的に紙も用意してくださっていると思います。そのあたりのことは、事務局の方々に大変ご面倒をおかけすることになるかと思いますが、障害者差別禁止法の問題にも関係しますので、対応する必要があるかと思いました。とりあえず、以上でございます。

○光石委員長

はい、まず、最後のことについて、例えば、ネットがうまく機能しないということもあり得るので、一応紙での投票も可能にしておく必要があると思います。最終的に集計するときに、紙で投票されるという方がいた時に、当然匿名で、立合人がそこも含めて集計することです。仮にその方が1名だった場合に、どなたに投票されているかというのが立会人には分かっていますが、そこは仕方ないと思います。

質問について、これも検討してみましたが、どなたが質問できるか、質問の順番ということを見ると、質問はなしにする方がむしろいいと思います。

この案でまだ出てきてないのが、例えば10名候補者がいらっしやる時に、どの順番で3分の所信表明をしていただくのかということです。くじを引いていただくなどとする方がいいと思います。あいうえお順は良くないと思います。

○川嶋委員

私もくじがいいと思います。

○光石委員長

くじを引く順番も決めなければいけないかもしれません。

○川嶋委員

そうですね。だから2回引くということですね。

○光石委員長

はい、他にいかがでしょうか。

○川嶋委員

もし何もなければよろしいでしょうか。最初の方に戻るのですけれども、会員候補者の決定といいますか、会員候補者の選定という作業が行われますが、会員候補者が決定するというのはいつなのかということと、ちょっと管轄が違うのかもわかりませんが、その公表時期がいつなのかということ、それから、この選挙に関しては、結局その根回しであるとか、水面下の動きは不可避かとも思いますので、そのあたりのことをどう考えるかです。つまりネットワークと言いますか、情報へのアクセスの問題、個々人に対するアクセスの問題というのをどうするのかという問題です。やはりアクセス面で有利な立場にいる人と、そうではない人というのは当然出てくる可能性がございますので、そのあたりの平等性をどう考慮するのかというようなことも問題となるかなと思いました。

その時に私が思ったのは、現在のコ・オペレーション方式の前は、選挙で行われていたということで、選挙で会員が選ばれていて、選挙で会員が選ばれているからこそ、まさにその研究者の代表機関としての正当性があるというような議論が行われていたと思います。ところが基本的には、科学者の組織である日本学術会議は政治の世界とは違うということで、そこは一線を画して選挙運動の可能性はなくして、純粋な知を担うグループが、コ・オペレーションにより研究業績の優れた人たちを自分たちが選んでいくという方式の方が適切ということで、一時ちょっと暫定的な選び方がありましたけど、その後、コ・オペレーションが定着して、現在に至っていると思います。今回からちょっと変わってくるということですが、その時にやはり選挙というものと学術団体の性格という部分が、必ずしも即応しないみたいな議論があったと思います。従いまして、そのあたり、活動なんかを、全くしないのがいいのか、それを禁止するのがいいのか、それとも禁止をしてもアメリカの禁酒法みたいな感じで、結局裏で実際に行われることは禁止できないということは考えられます。選挙活動が適切なのかどうか、科学者の立場から適切かどうかというのは問題もあるかと思いますが、私は会員候補者の名前が明らかになる時期とか、それぞれの会員候補者のアクセス、それぞれのそれぞれに対するアクセスというような点が気になるのですけれども、その

点はいかがでしょうか。抽象的な質問で申し訳ありません。

○光石委員長

まず、私が答えられるところは答えて、あと事務局で補っていただければと思います。ご存知のように、20名の候補者選考委員会が次の125名を決めます。辞退される方がいらっしゃるかもしれませんが、プラスアルファも含めて候補者を挙げますが、最終的には候補者選考委員会で125名を決めます。その125名を臨時総会に示し、承認をいただきます。その後、設立委員である私のところに戻ってきて、いつも示している図で右に流れていくことになります。その会員予定者候補者、会員予定者にどなたになるかというのは、総会時点で公表されるのか、そこではまだ公表されないのかというところは、どうなりますでしょうか。そのあたり、事務局から答えていただけますでしょうか。

○事務局

はい。まだ未確定のところもあるのですが、まず決まっている部分から申しますと、会長がおっしゃられました通り、候補者選考委員会において、125名の選考が行われます。この段階でご本人の最終意思確認を行いますので、もし辞退者が出れば、補欠の方を繰り上げたりはするわけですが、125名の方全員のご了解を得られたリストというのが、会長の方に提出されることになろうかと思えます。それを踏まえて、会長が総会の承認を受けなければならないという規定がございますので、8月の臨時総会に、その125名の方のリストをお示しして承認をいただくという手続きになります。ですので、承継会員になられる方は、この時点で、どなたが新しい会員の候補者になっているかというのは、わかるということになります。もし承認を受けましたら、規定上は内閣総理大臣がそれに基づいて、125名の方を指名するとなっておりますが、この内閣総理大臣の権限は設立委員としての光石会長に委任をされておりますので、実は光石会長の指名ということになります。ただ、設立委員としての指名ですので、どちらかという、我々事務局というよりは、内閣府の方の手続きということになるのですが、この125名の指名が行われれば、最終的にこの方が、10月以降会員になる、会員予定者であるということによって確定するということになります。

従いまして、おそらく会員予定者の方、つまり新しく会員になられる方については、もちろんご本人はだいぶ前からわかっているのですが、他のどなたが会員候補者になるかというのは、この指名行為が終わった段階なのかなと考えております。その指名の手続きがどのぐらいかかるかというのは、はっきりしないところがあるのですが、それほどかからないのかと考えておりますので、8月の臨時総会から、会長候補者選考委員会が開催されるまでのどこかの段階で、それが確定するということかと思えます。最終的にそれをオープンにする、要は例えばマスコミとかにまで知らせるのをいつにするかというのは、ご判断もあるかと思えますので、まだ確定的なものがあるわけではございません。

○光石委員長

会員予定者がわかるのは、ただいまの説明の通りということですが。総会にかけるときに

は、誰が会員かという名簿までは公表しないということでしょうか。総会は公開ではありませんが、名簿自身は公開しないということでしょうか。

○事務局

はい。人事ですので、これは非公開で行うのかなと考えております。

○光石委員長

なるほど。まずその点はよろしいでしょうか。もう一個は何でしたか。事前の運動の話ですね。これは禁止しても仕方がない。言葉は適切ではないと思いますが、取り締まれないのではないかと思います。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。ただ、私がちょっと気になるのは、今回、会員選考の手続の部分は、実はすでに新法が発効しているということです。不正の行為の問題とか、守秘義務の問題とかそういうものとの関係で、慎重にやる必要があるのではないかなと思ったものですので、懸念を示させていただいたということでございます。以上でございます。

○光石委員長

例えば、1000字以内の作文をする必要があるという情報を、早く知り得た人は有利になる可能性がありますので、臨時総会の時に、会長選考のプロセスについて紹介をし、そこで、会長候補者選考委員会で選考される方も、自薦の方も1000字の作文する必要があることをお知らせする方がいいかと思います。

他はいかがでしょうか。気になるようなところはありますか。

10月の総会での何回投票するかというところが書いてありますでしょうか。3回目が終わった時に過半数を得る候補者がいない場合は、上位2名で決選投票とするなど、どこかに書いてありますでしょうか。

○事務局

現行のルール、細則ですけれども、細則上は第3回の投票において過半数を得た者がいない場合は上位得票者2名による決選投票を行う、つまり、3回やって過半数を得た者がいない時には4回目が決選投票というのが今のルールということでございます。今回、5番の⑥に書いてあるように、だんだん絞っていくようなやり方をとりますので、おそらく何回目かまでには絞られてくるのかなとは思いますが、それでも、最終的に決選投票するのを何回目というのを決めるということもあり得るかとは思いますが。

○光石委員長

これは、決めておく方がいいと思います。参考(4)の上3行目までは、今度の規則にも

入れておいてはどうでしょうか。得票数が同じ時に年長者でいいかどうかについて、ご意見をお願いします。

○川嶋委員

今まさにその点が気になったので、手を挙げさせていただいたのですが、これはおそらく問題にされるのではないかと思います。私自身年功序列というのは、それなりに意味があると思っていますので、そんなに抵抗はないですが、ただやはりこれ、年齢による差別になる可能性がありますので、端的にくじでよろしいのではないかと思います。実際に公職選挙法でもそうされていますので。

○光石委員長

自治体などでは抽選が多いのでしょうか、話を伺いましたが、そのような理由なのでしょうか。どういう理由なのかよくわかりませんが、抽選にしましょうか。生年月日をいう時代ではなくなってきつつあると思います。同じ日に生まれた人でしたら時間まで比べるそうです。抽選にしましょうか。

○堀委員

会長になられるような方でしたら、そのお2人で話し合っ決めてもらうのはどうでしょうか。抽選とかだと遺恨を残すような気がします。

○光石委員長

まずは話し合いをする、それで決まらなければ抽選。
他のご意見いかがでしょうか。他の方いかがですか。

○吉田委員

これまでと違って、もうすでに推薦されておりますし、意思確認もできていて、抱負も出していると。また自薦の方も、そこまでの手続きをしているということであれば、やはりなろうという意思がおりの方たちが投票の対象者になっているということで、やはりそこは抽選という偶然性よりも、やはりきちんと話し合っ決めていただくというのが、今後のためにはいいのではないかなと私は思います。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。私は、吉田先生の最後の結論に導かれるまでのお話は、まさにその通りだと思います。だからこそ、私は逆に抽選がいいのではないかなと申しました。と申しますのは、実は結構微妙な問題として、背景に人がいるということだと思います。つまり、投票してくださった方々がいるということだと思いますので、私はその方々の票を、自己の意思によって、処分することはできない。ちょっと言葉がきつくて申し訳ないですが、やはり、すべての人を納得させるというのは、積極的な方向での納得という

のはありえないと思いますので、やむを得ないというのは、偶然に左右される神的な判断である、くじというのは、やむを得ないのではないかと私は思いました。

後で、自分は投票したのにとか、あるいはその方の中で、何か先ほどの堀先生がおっしゃられたように、遺恨が残るといふかどうかはわかりません。ただ、結局ラグビーでも、ノーサイド、勝ち負けは最終的にくじで決めるってということで、その後はノーサイドということがありますので、私はむしろ紳士淑女、科学者の集団は、その後はノーサイドでやっていただく。これは決めたのは神である。日本だったら八百万の神や仏でもいいと思いますけど、仏が決めたといふので、くじでいいかと思えます。公職選挙法でもそうやっていますので、それでいいかなと思えます。ただ公職選挙法の場合には、利権が関わりますので、いろいろ問題があるかと思えますけど、学術団体、私たちはそれがあってはいけないと思っております。以上でございます。

○沖委員

投票者はどうなっていましたか。投票できる人の要件。

○光石委員長

オンライン並びにその現場にいる人です。

○沖委員

現場にいる人で候補になっている人は。

○光石委員長

投票できます。

○沖委員

できる。会長もできる。みんなできる。

○光石委員長

はい。会長はまだその時はいません。総会の時ですよ。

○沖委員

これは10月1日の総会の時ですね。

○光石委員長

そうですね。

○沖委員

いや、議長が普段は投票しないけど、同票の時は議長投票で決めるとかいう解もあるなど

思いました。ただそれだと議長の方の投票結果が分かってしまうからよくないですね、考えてみれば。

○光石委員長

議長は、今期の最初には、事務局長がされていたと思います。したがって、議事進行は、事務局長が行うことになると思います。会長が決まった段階で、そこからは会長が司会をすることになると思います。

○沖委員

そうすると、議長というか、事務局長が決めるというのも問題になりそうなのでなしにして。いや、わかりました。そういう前提でしたら僕は話し合いよりは、抽選が、じゃんけんでもなんでもいいので、そういうのがいいと思います。

さっきから皆さん、なりたい人が山ほど出るのを前提にお話になっていますけども、例えば山極先生が会長になられた時は最初は辞退されて、なる人がいなくて困ったという経緯だったと聞いておりますので、なりたい人が山ほどいる状況だけを前提に考えない方がいいような気がしております。以上です。

○明和委員

私個人としては堀先生のご提案、話し合い文化、日本的な決め方が好きですけれども、今、川嶋先生のお話を聞き、そのための前提が必要であると思いました。2人でなさって意思決定されたその結論に対して、我々会員は一任をさせていただくという同意はとっておく必要があるかと。以上です。

○光石委員長

もし仮に話し合いをするということになれば、それは一任することになると思います。しかし、どうでしょうか。話し合いをするというのは、いい側面もあれば悪い側面もあると思います。威圧的な人が気の弱い人を言い負かすというようなことはあり得るかもしれません。どちらがいいのかというのは、それぞれの考えもあると思います。

○川嶋委員

まさにそういうことだと思います。したがって、話し合いがまとまらない時にどうするかということも一応考えておいた方がいいのではないかと思います。それは私はやはりくじだと思しますので、そうするともう最初からくじでいいのではないかという感じもいたしました。そうすれば圧力などの可能性がなくなるという意味において、いいのではと思います。ありがとうございます。

○沖委員

前提として、得票数が同じという時は、どちらの方でもいいという信任を得たという結果

だと受け止めて良い、どちらの方がなっても構わないという総意が得られたということなので、その場合には明和先生がおっしゃったところまでの手続きは必要なくて、もう総意としてはどちらでもいいとなった。あとはそれが話し合いだろうが、抽選だろうが、偶然で決まるだろうが、どちらでもいいと思った、でいいのではないですか。なので、結論としては、年長者ではなくて、僕は確率的にやったほうが良いのではないかと思います。ですから、先ほど光石先生がおっしゃった圧迫力の強い人が勝つではなくて、両方とも「いえいえ私は結構ですから」みたいに、両方固辞するみたいなことも考えられるので、やはり何か強制的に決まってしまう方がいいような気がします。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。それでは、抽選にしてはどうでしょうか。いろいろなご意見いただきましてありがとうございます。

決めておかないといけないと思いますが、4回目の投票をした時に白票を入れる人がいると、両者とも過半数に至らない可能性があります。4回目の投票で過半数に至らなくても、得票数の多い者としておく必要があります。それも入れておかないといけないと思います。過半数に至らなくても、そういう決め方でよろしいですね。

○明和委員

確認です。白票という第三の選択肢があるということによろしいですか。例えば、私が所属する部局の教授会では白票という選択肢がありません。

○光石委員長

これ、皆さんいかがですか。白票ありとするかどうか。

○川嶋委員

私はありでもいいと思います。それからもう一つ、棄権という選択肢もあり得るかなと思います。投票しない、出席はするけれども、投票しないということも考えられますので。だから四つ選択肢があると。それをどういうふうに考えていくのかということも、一応ルールとして決めておいた方がいいかと思います。

○光石委員長

白票並びに棄権というボタンを作るしかないと思います。候補者を選択するか、白票を押すか、棄権を押すかという、どれかを押さないといけません。しかし、本当に何もアクションしない人は棄権とみなすしかないと思います。

○三枝委員

白票は、この候補者の中に会長になってほしい人がいませんという意味かと想像できるのですが、棄権の意図は何でしょうか。その会場に来ているということは、選挙に参加する

という意味があると想像しましたので、棄権の必要性がないのではないかと思った次第です。

○光石委員長

棄権はあり得るので、投票しなければいいという話もあります。棄権というボタンを押さなくても。

○三枝委員

それはそうですね。確かに。

○光石委員長

棄権というボタンはいらないかもしれません。投票しなければいい。ある時間を決めて、その時間までに投票しなければ棄権とみなすということでいいのかもしれませんが。現場の人は紙で対応可能ですけど、オンラインの人がどうするかということもありますが、対応できる範囲で実施するしかないのではないのでしょうか。

○川嶋委員

三枝先生のご疑問は非常にごもつともですけれども、途中で気が変わる、こういうシステム自体にやはり問題があるとか、やり方に問題があるという方はいらっしゃるのではないかと思います。それから、結果としても、棄権になっちゃうというような方もいらっしゃる可能性があるかなと思います。コンピューターの問題とか、いろいろそのことは考えられるかと思いました。もう一つ対応が必要になってくるのは、無効票をどう考えるかということです。ニックネームはないと思いますけど、非常に著名な方が会員になられて、その会員の方のニックネームを書くとか、あるいは2人とも素晴らしいから両名併記して出すとか、それを0.5票ずつにするのかとか。そのあたりはもう裁量でやっていただければいいので。

○光石委員長

それは、システム上できないです。

○川嶋委員

確かに、紙に書いて投票する人以外はできないですね。

○光石委員長

だから、候補者全員はリストになって、あいうえお順にするしかないと思います。その時にこれはどうなのかという点があります。26-27期の会員の方と、27期から会員になる方を区別してあいうえお順にした方がいいのか、それとも全員混ぜてあいうえお順でいいのかというところです。これについて、何かご意見あればと思います。区別しない方がいいでしょ

うか。いかがでしょうか。

○川嶋委員

区別しない方が、フラットで選べるというのでいいのではないかと私は思いました。あと、1名のみしか書かなかった時には投票できないとか、そのあたり、結構私難しいかなと思います。2名目は白票にするというような選択肢は無理でしょうか。

○光石委員長

第二段階の総会の際は、1名しか書かないのでいいと思います。一段階目の会長候補者選考委員会は3名以内ということなので、投票する数が0、1、2、3のどれでも可能なようにしておかなければならないと思います。

○川嶋委員

ありがとうございます。そのあたりの選択肢もいろいろ考えられるということですね。

○光石委員長

はい。そのようにしてはどうかと思います。最大3名ということですので。

○川嶋委員

全ての選挙に言えるのですけれども、1回送信とか、あるいは投票とかいうボタンを押せば、それを取消しはできないということなので、かなり慎重にやらないといけないということになりますね。

○光石委員長

そうですね。

○日比谷副委員長

委員全員がオンライン投票。候補者選考委員会は全員オンラインなのか。あるいは対面の人もいてオンラインなのか。例えば対面の人は庁舎の会議室にいて、そこで書くのかとか、その辺りのことはまだこれから詰めるという理解でよろしいでしょうか。

○光石委員長

会長候補者選考委員会、すなわち9月3日も全員オンラインで投票してはというのが現在の案です。その方が集計早いので。

○日比谷副委員長

はい、わかりました。

○光石委員長

9月3日に、幹事会メンバーは通常であれば、日本学術会議の会議室に来られますが、分野別委員会からの人は、必ずしも日学にお越しただかなくてもいいのではないかと思います。もちろんお越しただいても構わないと思います。その辺りについて何かご意見がありますでしょうか。普通に考えれば、一度だけ3人の候補者を投票するだけです。

○日比谷副委員長

いや、遠方の方もいらっしゃる、出席率を上げるためにはオンライン可とした方が私はいいのではないかと思います。

○光石委員長

オンライン出席も可能とすれば、出席率は確保できると思います。現地に来られても投票はオンラインですので、無理して来なくてもいいという考え方もあります。ただし、幹事会の時間に実施しますということを早くアナウンスして、その時間に可能な人ということにしないといけないと思います。

○日比谷副委員長

幹事会で、庁舎にいる人もオンラインで投票するという理解でよろしいですか。

○光石委員長

そうです。そのように今は考えていますが、それでいいでしょうか。システムが正常に動作するかどうか、事前に何回か練習をしておかなければならないと思います。

他にいかがでしょうか。

○川嶋委員

今の点ですけれども、仮に、オンラインで参加をしても、オフラインというか、その幹事会の会場で参加をされても、一応最終的に得られる情報は同じになるということによろしいですね。

○光石委員長

はい、もちろん。今考えている9月3日に行うものは、事前投票は受け付けず、その場で実施するという案です。それでよろしいでしょうか。分野別委員会の長の方で、例えば、自分が次期の会員になられる方は別の方をお願いするでしょうし、もし、そうでない方であっても、その時間にオンラインあるいは現地で、ご都合がつかない方については、どなたかに託すということになると思います。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、このプロセス自身は臨時総会の時に認めていただくこととなりますが、9月3日にそういう投票があるということは、いつの時点で明らかにするのがよいでしょうか。臨時総会の時に言うしかないでしょうか。それとも、5月の末の幹事会の段階でどうなるか不確定ではあります

が、そういう可能性があるので、日時を確保してくださいということは、もう言っておいた方がいでしょうか。今月末の幹事会で、もしそういうプロセスを総会にかけていいということになればではあります。9月3日の3ヶ月前というとなら6月3日になります。したがって、5月末の幹事会というのはちょうどいいタイミングかもしれません。

○三枝委員

遠隔地からでも参加できる形にさせていただけるということであれば、できるだけ多くの方に予定を空けておいてもらえるように、9月3日の案ですけれども、こういうふうに進めていますという情報をなるべく早く出した方がいいなと思っています。それで、加えて午前か午後かとかぐらいもわかる方がいいかなと思いますけど。無理ですか。

○光石委員長

幹事会の時間帯の最初に実施すればいいのではないのでしょうか。

○三枝委員

であれば、その時間、1時半か2時半だかよくわかんないですけど、案と書いておいてくれれば、なんとか空けてくれる人が増えると思いますので、いいと思います。以上です。

○光石委員長

他はいかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、先ほどから申し上げていますように、この案で5月29日の幹事会に諮りたいと思います。その前に次回は5月22日金曜日の10時からで、もう一度この準備委員会はあります。多少書き換えることが必要になる場合もありますし、いずれにしましても、今日ご議論いただいた結果をもとにバージョンアップする必要がありますので、それを5月22日にもう一度お示ししたいと思います。そこでもし何かあれば、例えば、ここは違うとか、もっとこうの方がいいなどの意見がありましたら、それを出すチャンスはあります。

今日用意した議題は以上です。5月22日は、規則の案を今事務局が作っていますので、その資料が出てくるということによいでしょうか。

○事務局

はい。今作業を進めており、一部ということになるかと思いますが、その段階で案ができた、会則の案を示してご議論をいただくということを想定しております。

○光石委員長

事務局から見て、ここはどちらにするかなどの点がもしあればと思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局

はい。会長選考について、黒色の部分についても、先ほどの得票数が同じである場合のところを除けば、事務局の案と申しましょうか、これでよろしいでしょうかとか、これでどうですかというような形で書かせていただいておりますので、それについても、この案でよろしいということであれば、そういう形で提示させていただければと思っております。

○光石委員長

はい。4回目の投票をした時に過半数を取る者がいない場合には、得票数の多い方とするということは書かれていませんが、それは入れておく方がいいと思います。

○事務局

はい、現行の規定ぶりも、第3回の投票において過半数を得た者がいないときは、決選投票を行い、多数を得た者を会長の候補者とする、つまり過半数ではございませんので、このままでよろしければ、この規定をそのまま入れさせていただきます。

○光石委員長

はい、わかりました。もうそうなっているのですね。ありがとうございます。電子投票、オンライン投票に関する細則、あるいは、覚え書きかもしれませんが、何か作っておく必要がありますでしょうか。

○事務局

そうですね。今でもオンラインに関する規定がありますので、その辺りをそのままがいいのかどうかというのは、また検討させていただければと思います。

○光石委員長

はい、お願いいたします。今日、用意した議題は以上です。次回は、先ほど申し上げましたように、5月22日金曜日の10時からになっています。よろしくお願いいたします。それでは、ありがとうございました。